

視力に係る障害認定基準 (表1)

障害年金における認定基準

等級 令和3年12月31日

令和4年1月1日～

1級	両眼の視力の和が0.04以下のもの	①良い方の眼の視力が0.03以下のもの ②良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの
2級	両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの	①良い方の眼の視力が0.07以下のもの (1級②を除く) ②良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの
3級	両眼の視力が0.1以下に減じたもの	良い方の眼の視力が0.1以下のもの (2級②を除く)
障害手当金	①両眼の視力が0.6以下に減じたもの ②一眼の視力が0.1以下に減じたもの	①良い方の眼の視力が0.6以下のもの ②一眼の視力が0.1以下のもの

改正後



手帳では



身体障害者手帳 障害程度等級表

等級

1級	良い方の眼の視力が0.01以下のもの
2級	①良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの ②良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの
3級	①良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの (2級②を除く) ②良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの
4級	良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの (3級②を除く)
5級	良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの
6級	良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの